

おれんじ号及び江田島北部朝夕便の運賃設定について

1 背景・目的

- ・昨年度、人口減少やコロナ禍の影響により、本市の公共交通利用者は大きく減少しました。そのため、市内を運行する路線バスや乗合タクシー「おれんじ号」の利用促進と需要喚起及び高齢者等の外出支援を図ることを目的に、「おでかけ無料乗車デー」を新たに設けます。
- ・おれんじ号及び江田島北部朝夕便（以下「おれんじ号等」という。）の運賃は、協議運賃となっているため、運賃の変更には本協議会の承認が必要となるので、おれんじ号等の運賃設定について、協議します。



【路線バス無料乗車デー】

○概要

市内を運行する路線バス等の公共交通の利用促進と需要喚起及び高齢者等の外出支援を図るため、誰でも運賃を支払わずに市内の路線バスやおれんじ号等に乗車できる「おでかけ無料乗車デー」を実施する。

○対象路線

- ・市内路線バス（全路線）
- ・江田島北部朝夕便
- ・おれんじ号（江田島北部線・沖美北部線・沖美南部線）

○実施日

- ・令和 3 年 1 1 月 1 日（月）市制記念日
 - ・令和 4 年 2 月 1 1 日（金・祝）建国記念の日
- ※おれんじ号は祝祭日運休のため、令和 3 年 1 1 月 1 日のみの実施。

○取組内容

- ・バス車両前面に横断幕を設置、イベント啓発ポスターの作成
- ・乗車特典（数量限定）のプレゼント

2 必要な手続き

おれんじ号等の運賃設定について、運賃変更を行う30日前までに、中国運輸局に「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定届出書」を提出する必要があります。

3 提出書類

別紙のとおり

4 今後の予定

本協議会で承認を得られましたら、それを証する書類とともに、中国運輸局に「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定届出書」を提出します。

令和3年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所 江田島市江田島町小用一丁目3番7号
氏 名 株式会社 江田島タクシー
代表者 代表取締役 川口 敏広

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
江田島市江田島町小用一丁目3番7号
株式会社 江田島タクシー
代表取締役 川口 敏広
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線又は区間
①江田島北部線の全区間
②江田島北部朝夕便の全区間
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
①及び②
運賃額：大人 0円（割引率100%）
小人 0円（割引率100%）
適用方法：実施日に乗車した旅客に対し適用する
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日
①令和3年11月1日（月）
②令和3年11月1日（月）及び令和4年2月11日（金）

令和3年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所 江田島市沖美町三吉 456 番地 5
氏 名 三高タクシー
代表者 城山 賢二

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
江田島市沖美町三吉 456 番地 5
三高タクシー
城山 賢二
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線又は区間
沖美北部線の全区間
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃額：大人 0円（割引率100%）
小人 0円（割引率100%）
適用方法：実施日に乗車した旅客に対し適用する
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日
令和3年11月1日（月）

令和3年 月 日

中国運輸局長 殿

住 所 江田島市能美町鹿川2723番地1
氏 名 有限会社 能美タクシー
代表者 代表取締役 今宮 浩二

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）設定届出書

このたび、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃（料金）を設定したいので、道路運送法第9条及び同法施行規則第9条の規定に基づいて下記のとおり届け出いたします。

記

1. 氏名又は名称及び住所
江田島市能美町鹿川2723番地1
有限会社 能美タクシー
代表取締役 今宮 浩二
2. 設定又は変更しようとする運賃（料金）を適用する路線又は区間
沖美南部線の全区間
3. 設定又は変更しようとする運賃（料金）の種類、額及び適用方法
運賃額：大人 0円（割引率100%）
小人 0円（割引率100%）
適用方法：実施日に乗車した旅客に対し適用する
4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件
5. 実施予定日
令和3年11月1日（月）